

東北町移住支援事業

(東北町移住支援事業費補助金：町単独事業)

青森県外から転入し、東北町に定住する意思がある方へ補助金を交付します。

1. 補助金額

◆転入者 1人あたり **10万円**

※転入時点において、満18歳以上満55歳以下

18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合は、18歳未満の方1人につき、**10万円加算**

2. 支給対象要件

次の(1)移住等に関する要件、(2)その他の要件を満たすことが必要となります。

(1)移住等に関する要件 [次の①・②両方の要件を満たすこと]

① 移住元	住民票を移す直前に、連続して1年以上、青森県外に住所を有していたこと
② 移住先	・転入届提出時点において、満18歳以上満55歳以下であること ・申請後、5年以上継続して東北町に居住する意思を有していること ・申請時において、東北町に転入後、3ヶ月以上1年以内であること

(2)その他の要件 [次の全ての要件を満たすこと]

共通事項	・市町村税に滞納がないこと ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること ・生活保護法などの公的制度の補助を受けていないこと ・公務員等でないこと ・過去に同様の補助金等の交付を受けていないこと
------	---

※東北町で独自に実施している東北町移住支援事業費補助金事業のほか、青森県と共同で実施している東北町移住支援金事業(あおもり移住支援事業)も実施しておりますので、移住支援についてお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

東北町 企画課
0176-56-3111



申請方法や申請様式等は、QRコードから東北町ホームページをご確認ください。